

7-1. 車くるま7-1-1. 車やバイクを運転するときのルールうんてん

## してはいけないこと

「運転免許」(⇒ p.53 7-1-2) が必ず  
要です。「運転免許」がない人は、運転し

てはいけません。

・「運転免許証」を持っていないとき (家に  
忘れたときなど) は、運転してはいけま  
せん。

・運転しているとき、携帯電話やスマート  
フォンを使ってはいけません。

・お酒を飲んだときは、ぜったいに運転し  
てはいけません。

・お酒を飲んだ人に車を貸したり、運転を  
お願いしたりしてはいけません。

## しなければならないこと

・道の左側を走ります。道路の標識<=交  
通ルールのサイン>の交通ルールを守り  
ます。

・運転する人も、一緒に乗る人も、みんな  
シートベルトをしなければなりません。

※ 5歳までの子どもを車に乗せるとき  
は、「チャイルドシート」を使わな  
ければなりません。

・バイクを運転するときは、ヘルメットを  
かぶらなければなりません

・「横断歩道」<=歩く人が道路を安全に渡  
るための道>に人がいたら、必ず止まら  
なければなりません。

## ● 外国語で読める交通ルールブック

日本自動車連盟 (JAF) は、日本の交通ルールをまとめた本を外国語 (英語、中国語、ポルトガル語、  
スペイン語) で作っています。(= 『交通の教則』)

本は、次の URL から買うことができます。

日本自動車連盟 (JAF) 「外国語版『交通の教則』のご案内」

URL : <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>



## 7-1-2. 運転免許

日本で車を運転するためには、①「国際運転免許証」か、②「日本の運転免許証」がなければなりません。

### ① 国際運転免許を取る

- 「国際運転免許証」は、運転免許を取った国で、取らなければなりません。
- 「ジュネーブ条約」(条約<=国と国の間の約束>)で決めた国際運転免許証だけ、使うことができます。
- 国際運転免許証で運転できる期間は、1年です。

### ● 日本を出て、外国で国際運転免許証を取ったとき

- 日本を出てから3か月以内に、日本に帰ってきたときは、国際運転免許証を使うことができません。

### ② 日本の運転免許を取る

【自分の国の運転免許から日本の運転免許にかえたいとき】

#### ● かえるための条件

- 自分の国の運転免許証が有効なこと<=まだ使うことができること>
- 自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、自分の国にいたこと

### ● いつ、どこで申し込みできますか？

- どこで？：石川県運転免許センター (金沢市東蚊爪町2-1)
- いつ？：げつようび きんようび へいじつ  
月曜日から金曜日までの平日にすることができます。

※必ず予約をしてから行ってください。

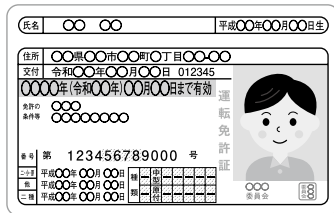
予約した日の午後1時から午後1時20分までに受付をします。

※日本語を話すことができない人は、通訳の人(日本語を話すことができる人)と一緒に行ってください。

### ● 試験の内容：

- 適性試験<=目や耳などの試験>
- 運転の技術の確認
- 交通ルールの確認

※○か×で答えるテストです。外国語でテストを受けることができるかどうか、石川県運転免許センターに聞いてください。



運転免許センター 住所：金沢市東蚊爪町2丁目1番地

TEL：076-238-5901

URL：<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application02/>



## ● 申し込みに必要なもの

- A. 外国の運転免許証  
 B. 外国の運転免許証を日本語にした書類

※①～③だけで作ることができます。

- ① 運転免許証を取った国の役所の人や領事館  
 ② 日本自動車連盟 (JAF) JAF石川県支部 住所：金沢市新保本4-8

TEL：076-249-1252



- ③ ズップラス株式会社 <https://ziplus.jp/translation> 申し込みの方法や、ズップラス株式会社のサービスを使うことができる国は、ウェブサイトを見てください。

- C. 住民票（「国籍」が書いてあって、マイナンバーが書いていないもの）  
 D. パスポート（2枚以上持っている人はぜんぶのパスポート）  
 E. 期限が切れた日本の免許証（日本の免許を取ったことがある人だけでいいです）  
 F. 写真1枚（申し込みの日から6ヵ月以内に撮った写真。縦3cm、横2.4cm。帽子をかぶっていない、胸から頭まで写っている、後ろに何も写っていない写真。写真の裏には、名前と写真を撮った日を書いてください。）

### G. その他

人によって必要なものがちがいます。わからなかったら、石川県運転免許センターに聞いてください。

## ● どのような手続きをしますか？

1. 申し込みに必要なもの (A～G) を用意します。
- 2. 運転経歴＜＝事故があったか、ルールを守ったかなど＞を調べます。
- 3. 適性試験をうけます。→ 4. 交通ルールの確認をします。→ 5. 運転の技術の確認をします。
- 6. 免許証をもらいます。

※次の人は、「4. 交通ルールの確認」と「5. 運転の技術の確認」は受けなくていいです。

- ・日本の運転免許を取ったことがあって、もう1度日本の免許を取りたい人
- ・日本と同じような免許の制度がある国の免許を持っている人

### 【日本で勉強して、免許の試験を受けたいとき】

1. 車の運転や交通ルールを学ぶ学校（＝指定自動車教習所）に通って、卒業します。
2. 石川県運転免許センターで、運転免許学科試験、適性試験を受けます。

※運転免許学科試験は、申し込みをすれば、英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語で受けることができます。試験の説明は、日本語でします。

### 7-1-3. 運転免許証を更新するとき



- 更新は、運転免許証を新しくすることです。
- 運転免許証に、いつまで運転できるか書いてあります。
- この日になる前に、運転免許証の住所にはがきが届きます。はがきが届いたら、石川県運転免許センターに行って、運転免許証を更新してください。
- 持っていくものは、はがきを見てください。
- 更新をしないと、運転することができなくなります。



お問い合わせ  
TEL : 076-238-5901

運転免許センター 住所：金沢市東蚊爪町2丁目1番地

URL : <https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application02/>



### 7-1-4. 車を持っている人がすること

#### ●自分の車を登録します

車を買ったときや、もらったときなどは、「北陸信越運輸局石川運輸支局」に知らせてください。車の「所有者登録」<=だれの車かわかるようにする>をしなければなりません。登録は、車を買ったお店に、してもらうことができます。車を買うとき、「印鑑登録」をしたはんこ<=市役所に認めてもらったはんこ>が必要です。引っこしたときは、住所を変える手続きをしなければなりません。車を使わなくなったときや、車を持つ人が変わったときも、手続きをしなければなりません。



お問い合わせ  
北陸信越運輸局石川運輸支局 住所：金沢市直江東1-1

TEL : 050-5540-2045 (声の案内が聞こえたら [037] をおしてください)

URL : <https://www.tb.mit.go.jp/hokushin/ishikawa/>



#### ●車が安全かどうか調べます

- 車には使用期限<=車を使うことができる最後の日>があります。そのあとも車を使うときは、車検<=車が安全に使うことができるかなどを調べる>をしなければなりません。
- 「車検」は1年か2年に1回、しなければなりません。
- 車検が終わったら、「車検証」をもらいます。「車検証」がない車は運転することができません。「車検証」は、いつも車に入れておかなければなりません。
- また、車検が終わったら、ステッカーをもらいます。ステッカーは車のフロントガラスに貼らなければなりません。

## ●車の保険に入ります

- ・事故にあったときのために「自賠責保険」<=車やバイクを運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける>に入らなければなりません。すべての車やバイクは「自賠責保険」に入らなければなりません。
- ・自賠責保険に入っていない車は運転してはいけません。違法<=法律をやぶること>です。
- ・車のお店や、コンビニなどで自賠責保険に入ることができます。
- ・あなたの車で人がけがをしたときや、亡くなったとき、保険の会社からお金が出ます。しかし、お金が足りないときもあります。「任意保険」に入ったほうがいいです。「任意保険」は、事故で車が壊れたときもお金が出ます。

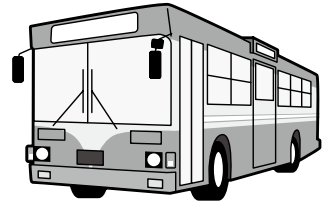
## ●雪が降ったとき

- ・金沢は、雪がとともたくさん降ります。雪が降る前に、タイヤをスタッドレスタイヤ<=雪が積もっている道や凍っている道を守るために作られたタイヤ>にかえます。車やタイヤのお店で買ったり、かえたりすることができます。
- ※雪道の運転に慣れていない人は、4WD車<=エンジンで回転するタイヤが4つある車>を運転するといいかもかもしれません。

## 7-2. バス

### 7-2-1. バスに乗るとき

- 金沢市には、いろいろなバスが走っています。
- ・路線バス<=決まった道を守るバス>…北陸鉄道、JRバスなど
- ・コミュニティバス<=路線バスが通れない町をまわるバス>…ふらっとバス



### 7-2-2. 路線バスの乗り方

- ①バスはまんなかが、うしろのドアから乗ります。乗るときに、整理券<=番号が書いてある小さい紙。どこから乗ったかわかります。>を取ります。整理券は入口にあります。
- ②降りるバス停の放送を聞いたら、「降車ボタン」<=運転手に降りることを知らせるボタン>を押します。
- ③バスの一番前に料金が書いてあります。整理券の番号のお金を払います。降りるすぐ前にお金を用意します。降りるときに、整理券とお金を運転手の横の箱に入れます。
- ④前のドアから降ります。



※ICカード（⇒p.58 7-2-4）を使うときは、バスに乗ったときと降りるときに、ドアの近くにあるカードリーダー<=カードを読み取る機械>の上に置いてください。

### 7-2-3. 「ふらっとバス」の乗り方

ふらっとバスは、<sup>このはな</sup>此花、<sup>きくがわ</sup>菊川、<sup>ざいもく</sup>材木、<sup>ながまち</sup>長町という4つの町をまわります。ドアは1つだけです。乗るときも降りるときも同じドアを使います。

お金は、<sup>かね</sup>大人が100円、<sup>おとな</sup>子ども（<sup>えん</sup>小学生まで）は50円です。どこまで乗っても同じ料金です。乗るときにお金を払います。ICカードが使うことができるバスもあります。

バスは20分に1回来ます。

ふらっとバスURL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kotsuseisakuka/gyomuannai/1/3/8042.html>



こうつうせいさくか かなざわ し やくしょだいいちほんちようしゃ かい  
交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

## 7-2-4. ICカード

ICカードがあると便利です。駅や券売機<=切符を買う機械>で買うことができます。

### ●ICa

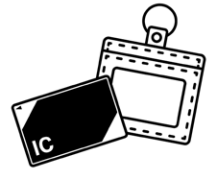
ICa(アイカ)は、北陸鉄道のバスだけで使うことができます。

JRバスでは使うことができません。

2000円です(デポジット500円+1500円)。

1500円は買った日から使うことができます。

※デポジット(預り金)は、カードを買うときに払うお金です。使わなくなったICaを窓口<=ICaを買ったり、ICaについて聞いたりできるところ>で返すと、500円を返してもらうことができます。



北陸鉄道チケットセンター (金沢駅西口バスターミナル4番のりば近く)

TEL : 076-263-0489

URL : <http://www.hokutetsu.co.jp/> (英語・中国語)



### ●交通系ICカード

JRバスでは、交通系ICカード<=PASMO、Suica、manacaやICOCAなど>が使うことができます。



・JRバス

TEL : 076-225-8004

URL : <https://www.nishinohonjrbus.co.jp/> (英語・中国語・韓国語)



### ●入金(チャージ)

窓口やバスの中で、カードに入金<=お金を入れること>ができます。

・バスの中で入金するときは、バスが止まったときに、運転手に言ってください。

・カードは1000円ずつ入金できます。入金できるのは20,000円までです。

## 7-2-5. バスに乗るときに気を付けること

バスの中でおつりは出ません。ちょうどのお金がないとき、両替<=紙のお金をコインにかえる>をしてください。5千円と1万円は両替できません。わからなかったら、運転手に聞いてください。

## 7-3. 電車

行きたい場所までの料金を見て、きっぷを買います。  
新幹線や特急列車に乗るとき、「特急券」も買わなければなりません。

わからないときは駅員さんに聞いてください。

電車に乗るときも、交通系ICカードが使うことができます。ICaは使うことができません。

### ●いろいろなきっぷ

|      |  |
|------|--|
| 定期券  | 学校や会社など、毎日同じところに行く人に便利です。毎日きっぷを買うより安くなります。1か月、3か月、6か月など期間をえらぶことができます。ICカードの定期券もあります。 |
| 特急券  | 特急や新幹線に乗るときに必要です。  |
| 指定席券 | 指定席<=座る席が決まっている>を使うとき、必要です。  |



・JR西日本ホームページ：<https://www.westjr.co.jp/>

(英語・中国語・韓国語・タイ語)

・JR東日本ホームページ：<https://www.jreast.co.jp/>

(英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語など)



## 7-4. 自転車

自転車は法律では車と同じです。

### 7-4-1. 自転車に乗るときのルール

- ・自転車は、車が走る道の一番左を走ります。
- ・1台の自転車に2人で乗ってはいけません。
- ・※小学生になるまでの子どもは、自転車のチャイルドシートに乗ることができます。
- ・他の自転車とならんで走ってはいけません。
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶってください。
- ・お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません。
- ・傘をさして運転してはいけません。
- ・携帯電話（スマートフォン）を使いながら運転してはいけません。
- ・ヘッドホンやイヤホンで音楽を聞きながら運転してはいけません。
- ・夜や暗いときは、ライトをつけて運転します。





## ● 自転車ルール・マナーチラシ (英語・ベトナム語・インドネシア語)

英語: [https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule\\_manners-english\\_2023.pdf](https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule_manners-english_2023.pdf)

ベトナム語: [https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule\\_manners-vietnamese\\_2023.pdf](https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule_manners-vietnamese_2023.pdf)

インドネシア語: [https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule\\_manners-indonesian\\_2023.pdf](https://kanazawa-bicycle.jp/common/media/rule_manners-indonesian_2023.pdf)



「金沢市自転車条例サイト」 URL: <https://kanazawa-bicycle.jp/>



交通政策課 金沢市役所第一本庁舎 3階

TEL: 076-220-2038 Email: [koutsuu@city.kanazawa.lg.jp](mailto:koutsuu@city.kanazawa.lg.jp)

## 7-4-2. 自転車を停めることができるところ・できないところ

金沢市内には、「自転車等駐車場」<=自転車をとめる場所>があります。お金は無料です。自転車は必ず「自転車等駐車場」にとめてください。

つぎの自転車は、係の人が別の場所に持っていきます。

- ・7日より長くとめている自転車
- ・「自転車等放置禁止区域」<=自転車をとめてはいけないところ。7つあります。>にとめている自転車

自転車を返してもらうには、お金がかかります。

必ず近くの「自転車等駐車場」にとめてください。

### ● 駐車場の探し方

金沢市のホームページの、「自転車・バイク駐車場 (位置・マナー等)」ページを見てください。

それから、「金沢施設案内 (総合)」をクリックして、左上の「レイヤー」をクリックします。

「市有施設等」から「駐車場・駐輪場」をえらびます。金沢市内の駐車場を見ることができます。



「自転車・バイク駐車場 (位置・マナー等)」

URL: <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kotsuseisakuka/gyomuannai/1/4/8037.html>



自転車等放置禁止区域 URL: <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kotsuseisakuka/gyomuannai/1/5/6146.html>



交通政策課 金沢市役所第一本庁舎 3階

TEL: 076-220-2038 Email: [koutsuu@city.kanazawa.lg.jp](mailto:koutsuu@city.kanazawa.lg.jp)

### 7-4-3. 自転車を運転するときに必要なこと

- ① 自転車防犯登録
- ・ 自転車を買ったときは、必ず防犯登録をします。防犯登録をすると、自転車を盗まれたとき、戻りかもしれません。自転車を買ったお店で登録ができます。登録にはお金がいります。
  - ・ ひっ越しをするときは、「変更」<登録内容を変えること>手続きをしてください。
  - ・ あなたの自転車を他の人にあげるときは、もらう人（これかその自転車に乗る人）が「再登録<もう一度登録する>」の手続きをしてください。
- ② 自転車の保険（自転車損害賠償保険）
- ・ 自転車に乗るときは、保険に入らなければなりません。（＝自転車損害賠償保険）
  - ・ 自転車を買ったお店などで聞いてください。
  - ・ あなたがけがをしたときや、他の人があなたの自転車でけがをしたときなどに、保険の会社からお金が出ます。自転車で事故を起こしたときのために、保険に入ってください。
  - ・ 他人から自転車をもらうときは、保険に入っているか、必ずしらべてください。



こうつうせいさくか かなざわし やくしよだいいちほんちようしや かい  
交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

### 7-4-4. 自転車をすてるとき

自転車を捨てるときは、月1回の「金属・小型家電類」の日にすててください。  
「家庭ごみ・分け出し方パンフレット」(⇒p.27 2-3-2)を見てください。

### 7-4-5. 公共シェアサイクル

金沢市には、シェアサイクル<=みんなで使う自転車>があります（＝まちのり）。まちのりのポート<=まちのりが置いてあるところ>ならどこでも自転車を借りたり、返したりできます。  
会員登録をして使います。1回165円から使うことができます。30分より長く使うとき、もっとお金を払います。一ヵ月1,650円のプランもあります。



じまきよく じゅうしよ かなざわし このはなまち かい  
・ まちのり事務局 住所：金沢市此花町3-2 ライブ1ビル1階

TEL : 076-255-1747

URL : <https://www.machi-nori.jp/> (英あり)

こうつうせいさくか かなざわし やくしよだいいちほんちようしや かい  
・ 交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

